

公益社団法人トライアスロンジャパン

専門委員会規程

(2025年12月17日理事会承認)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人トライアスロンジャパン（以下、「本会」という。）定款第36条及び細則第13条の規定により、専門委員会、特別委員会、本部・チーム及びプロジェクト（以下、総称して「専門委員会」という。）の組織及び運営について定め、専門委員会の事業運営を円滑に行うこととする。

(業務)

第2条 専門委員会は、理事会の決議に基づき、分掌する専門的事項について処理を行う。
2 前項において行った処理は、理事会に報告し、承認を得なければ効力を発しない。

(組織と運営)

第3条 専門委員会は、委員長、本部長、リーダー又はディレクター（以下、「委員長」と呼ぶ。）1名、副委員長、サブリーダー又はアシstantディレクター（以下、「副委員長」と呼ぶ。）2名以内及び委員5名以上25名以内によって構成する合議制とする。ただし、委員の数については理事会が認めるときはこの限りでない。

2 委員長は理事会の決議に基づき、専務理事が委嘱する。副委員長及び委員は、それぞれの委員長の推薦に基づき専務理事が委嘱する。
3 委員長は専門委員会を代表し、主宰し、専門委員会が行った処理を理事会に報告する。
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは代行する。
5 専門委員会の委員は、他の専門委員会の委員を兼務することはできない。ただし、専門委員会の委員が複数の委員会を兼務することを理事会が認めた場合はこの限りではない。

(アドバイザー等の設置)

第4条 専門委員会は、所掌する専門的事項に助言を求めるため、理事会の承認を得てアドバイザーを若干名置くことができる。アドバイザーは複数の委員会委員を兼務することができる。

2 アドバイザーは委員会において意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。
3 専門委員会は、委員長の許可を得てオブザーバーを参加させることができる。ただし、

オブザーバーは意見を述べることはできるが、決議に加わることはできない。

(専門委員の任期)

第5条 専門委員会の委員長、副委員長、リーダー、総務および委員の任期は、定款第25条（役員の任期）に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長、副委員長、リーダー、総務および委員はその任期満了後も後任者が就任するまでの間はその職務を負う。

3 臨時に設置される特別委員会の委員の任期は、理事会が業務終了を認めたときまでとする。

(招集等)

第6条 専門委員会は、委員長が招集する。ただし、委員から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、専門委員会の招集を請求されたときは、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を会議の日とする専門委員会会議を招集しなければならない。

2 専門委員会は、開催日より一週間前までにその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により通知する。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経なくても、これを招集することができる。

(会議と決議)

第7条 専門委員会の議長は委員長がこれにあたる。ただし、委員長が欠席した場合は副委員長がこれにあたる。

2 専門委員会の議決は、委任状出席及びオンラインでの出席を含む構成員の2分の1以上が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 審議に専門的知見が必要と理事会が認めた場合は、理事会があらかじめ指名した理事、該当専門委員会以外の専門委員及び外部有識者（以下、「特別出席者」という。）が、該当委員会の委員と同等の権限をもって出席することができる。ただし、緊急を要するときは、会長が特別出席者を指名することができるものとし、後日、理事会に報告する。

4 専門委員会は、対面での会議の他にオンラインでの出席者を交えた対面での会議、全員がオンラインでの出席によるいづれかの会議を開催することができる。

5 専門委員会は、書面又は電磁的方法によって開催することができる。この場合において、委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、議事を決する旨の決議があったものとみなす。

(議事の記録)

第8条 各専門委員会は、協議内容を記した会議の議事概要を作成する。議事概要は公示

することを原則とする。

(事業と諸経費等)

第9条 専門委員会は年度ごとの事業計画案を本会事務局との協議により提出する。予算案についても提出することができる。

2 専門委員会の会議に出席した委員その他の出席者には、本会役員等旅費規程に準じて旅費を支払うことができる。交通費の実費を支払うことを基本とし、支払い方法は、別途協議によるものとする。

3 大会等の事業に参加した委員その他の出席者には、本会謝金支給規程に準じて諸謝金を支払うことができる。ただし、大会関連の事業は主催者との契約により決定するものとする。

第2章 業務分掌

(専門委員会、チームの設置)

第10条 本会に次の各号に掲げる専門委員会及びチームを置く。

- (1) 事業企画委員会
- (2) エイジグループ普及委員会
- (3) 技術委員会
- (4) 指導者委員会
- (5) メディカル・アンチドーピング委員会
- (6) 情報戦略医科学委員会
- (7) アスリート委員会
- (8) 女子委員会
- (9) EDI 委員会
- (10) 強化本部
- (11) 倫理コンプライアンス委員会
- (12) 危機管理委員会
- (13) 第三者委員会※
- (14) 調査委員会※
- (15) 日本代表選考規程策定委員会※
- (16) 日本代表選手選考委員会※
- (17) 役員選考委員会※

(専門委員会の分掌)

第11条 前条の分掌を分類ごとに次に定める。

(1) 事業企画委員会

事業企画委員会は 定款第4条に定める事業のうち、他の専門委員会に属しないものに関する事項について分掌する。

(2) エイジグループ普及委員会

エイジグループ普及委員会は、エイジカテゴリー、キッズ、ジュニア及びパラトライアスロン等におけるトライアスロンの普及及び選手強化に関する事項について分掌する。

(3) 技術委員会

技術委員会はトライアスロン等の大会開催及び競技運営における質的向上に関する事項並びに、本会公認審判員の質的向上、育成及び、公認審判員の拡大に関する事項について分掌する。

(4) 指導者委員会

指導者委員会はトライアスロン等の指導者の拡大及び資質の向上に関する事項並びに、トライアスロン等のコーチの育成、パフォーマンスに関する問題改善及び、競技発展に関する事項について分掌する。

(5) メディカル・アンチドーピング委員会

メディカル・アンチドーピング委員会は選手の健康管理及び競技向上のため総合的な医科学サポートに関する事項並びに、アンチ・ドーピングに関する普及・啓発、情報収集、研究に関する事項及び、本会強化指定選手等への指導について分掌する。

(6) 情報戦略医科学委員会

情報戦略医科学委員会はトライアスロン等の情報戦略、医科学に関する事項のうち、メディカル委員会に属しないものについて分掌する。

(7) アスリート委員会

アスリート委員会は、トライアスロン等における選手の権利を守り、社会的な立場を向上できることに関する事項について分掌する。

(8) 女子委員会

女子委員会は、トライアスロン等における女性選手の普及及びジェンダーに起因することなく誰もがトライアスロン等を謳歌できることに関する事項について分掌する。

（9） EDI 委員会

EDI 委員会は、事業運営における平等性(Equity)、多様性(Diversity)、共生調和(Inclusion)の普及や啓発に関する事項について分掌する。

（10） 強化本部

強化本部はトライアスロン、パラトライアスロン、マルチスポーツ等の選手の強化、育成、発掘に関する事項について分掌する。

（11） 倫理コンプライアンス委員会

倫理コンプライアンス委員会は本会の活動に関する関係者の倫理に関する事項及び、トライアスロンの普及と強化活動における関係者の倫理コンプライアンスに関する事項の啓発推進について分掌する。

（12） 危機管理委員会

危機管理委員会は トライアスロンの活動におけるリスク回避及び損失の最小化に関する事項について分掌する。

（13） 第三者委員会（特別委員会）

第三者委員会は、本会の運営及び大会及び関連行事開催において発生した問題に関し、本会及び問題の当事者との間に利害のない第三者による検証について分掌する。

（14） 調査委員会（特別委員会）

調査委員会は、本会理事会からの依頼により、本会に係る事項及びトライアスロン等の大会で発生した事故に関する事項について分掌する。

（15） 日本代表選考規程策定委員会（特別委員会）

日本代表選考規程策定委員会は、本会理事会からの依頼により、オリンピック・パラリンピック等の選考に関わる規程、基準に関する事項について分掌する。

（16） 日本代表選手選考委員会（特別委員会）

日本代表選手選考委員会は、本会理事会からの依頼により、オリンピック・パラリンピック等への代表選手選考に関わる事項について分掌する。

（17） 役員候補選考委員会（特別委員会）

役員候補選考委員会は、役員の候補者選考に関わる事項について分掌する。

第3章 雜則

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(委任)

第13条 この規程の運用に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規程は、2015年（平成27年）9月29日から施行する。
2. 2017年（平成29年）3月24日改定
3. 2019年（平成30年）3月23日改定（第7条、第28条、第29条、第30条）
4. 2021年（令和3年）4月1日改定（第7条、第24条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条）
5. 2021年（令和3年）12月8日改定（第1条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条）
6. 2025年（令和7年）12月17日改定（第10条、第11条）